

地方公共団体の危機管理に関する懇談会
【第16回会合】

日時：平成23年3月10日（木）15：00～
場所：全国都市会館 3階 第2会議室

〈議事次第〉

1 開 会

2 議 事

(1) 最近の我が国を取り巻く国際情勢について

- ・朝鮮半島の情勢について
- ・世界のテロ情勢について

(2) その他

- ・全国瞬時警報システム（J－ALERT）の高度化及び全国的整備の状況について
- ・国民保護訓練について
- ・避難実施要領のパターン作成にかかる消防庁の取組について
- ・ニュージーランド南島地震災害に対する国際消防救助隊の派遣について

3 閉 会

配付資料一覧

- 資料1 北朝鮮による韓国・延坪島への砲撃事件への対応等について
(内閣官房)
- 資料2 世界のテロ情勢について (警察庁)
- 資料3 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の高度化及び全国的整備について (消防庁)
- 資料4 国民保護共同訓練について (内閣官房)
- 資料5 避難実施要領のパターン作成にかかる消防庁の取組について
(消防庁)
- 資料6 ニュージーランド南島地震災害に対する国際消防救助隊の派遣について (消防庁)

地方公共団体の危機管理に関する懇談会 委員一覧

座長	石原信雄	地方自治研究機構会長、元内閣官房副長官
座長代理	秋本敏文	日本消防協会理事長、元消防庁長官
座長代理	大森彌	東京大学名誉教授
	新井雄治	全国消防長会会长、東京消防庁消防総監
	石垣正夫	全国市長会行政委員長、岡山県新見市長
	泉田裕彦	全国知事会災害対策特別委員会委員長、新潟県知事
	今井環	日本放送協会理事
	川島正英	NPO スローライフジャパン理事長、 地域活性化研究所代表
	倉田毅	富山県衛生研究所所長、前国立感染症研究所所長
	西川孝純	共同通信社論説委員
	斎藤忠夫	東京大学名誉教授、トヨタIT開発センターCTO
	斎藤正寧	全国町村会行政部会長、秋田県井川町長
	重川希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
	杉田和博	元内閣危機管理監
	高木繁光	北海道消防協会会长
	西元徹也	元統合幕僚會議議長
	林春男	京都大学防災研究所教授
	林麗子	鹿児島県婦人防火クラブ連絡協議会会长
	平野敏右	東京大学名誉教授
	福澤武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会 会長、三菱地所会長
	マリ・クリスティーヌ	国連ハビタット親善大使
	南直哉	東京電力顧問
	山本保博	東京臨海病院長

(五十音順・敬称略)

北朝鮮による韓国・延坪島への砲撃事件への 対応等について

平成23年3月10日

北朝鮮による過去の軍事行動の一例

海上における軍事行動

⑯2009年11月10日、北朝鮮海軍及び韓国海軍の艦艇がNLL付近の黄海上(大青島(テヨンド)近海)で銃撃戦

⑰2010年3月26日、韓国哨戒艦「天安」(チヨナン)が北朝鮮の魚雷攻撃により沈没



陸上における軍事行動

① 1996年4月初旬、非武装地帯内にある板門店の共同警備区域に、北朝鮮が3連夜にわたって1個中隊規模の武装兵力を侵入させ、2~3時間で撤収するという示威行動を繰り返す

③ 1997年7月、江原道鉄原郡の非武装地帯で、北朝鮮軍の兵士が軍事境界線を越えて韓国側に侵犯し、北朝鮮・韓国両軍の前方警戒哨所間で銃撃戦が行われた

核実験の実施

⑭朝鮮中央通信は、2006年10月9日、北朝鮮が同日、地下核試験を安全かつ成功裡に進行したと報道

⑯朝鮮中央通信は、2009年5月25日、北朝鮮が同日、地下核実験を成功裏に行なったと報道



弾道ミサイルの発射①

⑰2009年7月4日8時から17時30分頃にかけて、南東部の旗対嶺(キテリョン)から日本海に向かって、弾道ミサイル7発を発射と考えられる。それぞれスカッドまたはノドンである可能性



武装工作員の潜入

②1996年9月18日未明、北朝鮮の小型潜水艦が、韓国江原道(カンウォンド)江陵(カンヌン)市付近の海岸で座礁



⑥1998年12月17日、韓国南部の領海内で北朝鮮の半潜水艇を発見、翌朝、韓国軍により撃沈



弾道ミサイルの発射②

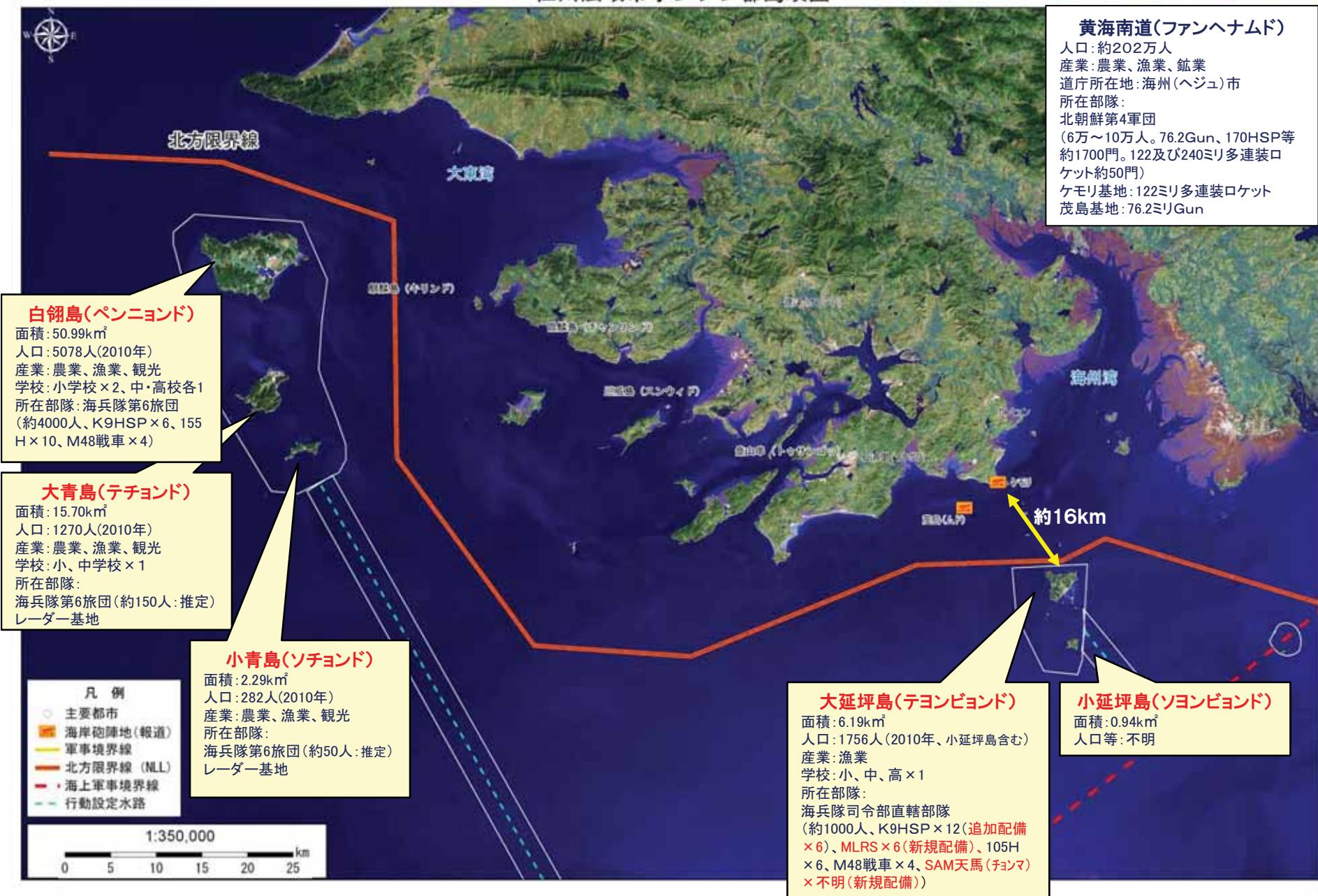
⑮2009年4月5日11時30分、北東部のテボドン地区からテボドン2を利用したとみられる発射を実施。1段目とみられる部分が日本海に、2段目以降の部分が太平洋上に落下



北朝鮮軍などの近年の動向



仁川広域市オンジン郡島嶼図



資料源: LANDSAT画像、各種報道等

10年3月の韓国哨戒艦「天安」沈没事件について

1. 合同調査報告書発表までの経過

- 3月26日 夜21時22分頃、韓国海軍哨戒艦「天安」(ヨナ)、北方限界線(NLL)付近の黄海上で沈没。
- 3月31日 合同調査団設置(軍人59名、政府職員17名、文民6名)
- 4月 4日 本格的な船体の引き揚げ作業に着手
- 5月20日 合同調査団、「天安」は北朝鮮の小型潜水艦艇から発射された魚雷による攻撃を受けて沈没したとの調査結果を発表
- 5月24日 李大統領、国民向けの談話を発表
- 6月26日 G8首脳宣言発出
- 7月 9日 国連安保理議長声明発出
- 9月13日 合同調査団、合同調査報告書を発表

2. 合同調査団調査結果の概要

【1. 合同調査団による調査・分析の結果】

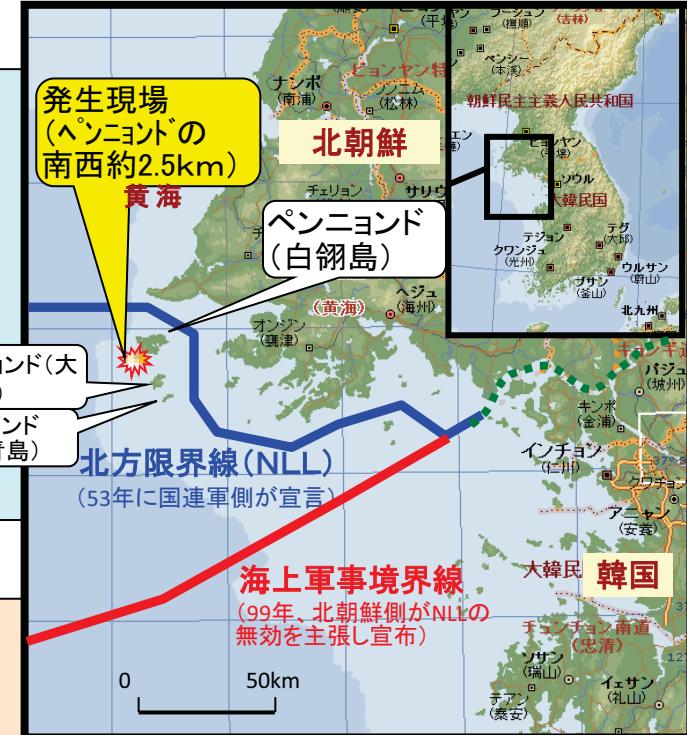
- 「天安」は、魚雷による水中爆発によって発生した衝撃波とバブル効果により切断されて沈没
- 爆発位置は、ガスタービン室の中央から左舷側3m、水深約6~9mの場所
- 兵器システムは、北朝鮮で製造した高性能爆薬250kg規模の魚雷

【2. 米国等5か国の「多国籍連合情報分析チーム」により確認された事実】

- 北朝鮮軍は「天安」の被害と同一規模の衝撃を与えられる様々な性能の魚雷を保有
- 黄海の北朝鮮海軍基地で運用されていた一部小型潜水艦艇とこれを支援する母船が攻撃前2~3日前に黄海北朝鮮海軍基地を離脱し、攻撃の2~3日後に基地に帰還したことを確認
- 5月15日に爆発地域付近で底引き網漁船が回収したプロペラ、推進モーター及び操縦装置は、北朝鮮の輸出用兵器紹介冊子にあるCHT-02D魚雷の設計図面と正確に一致

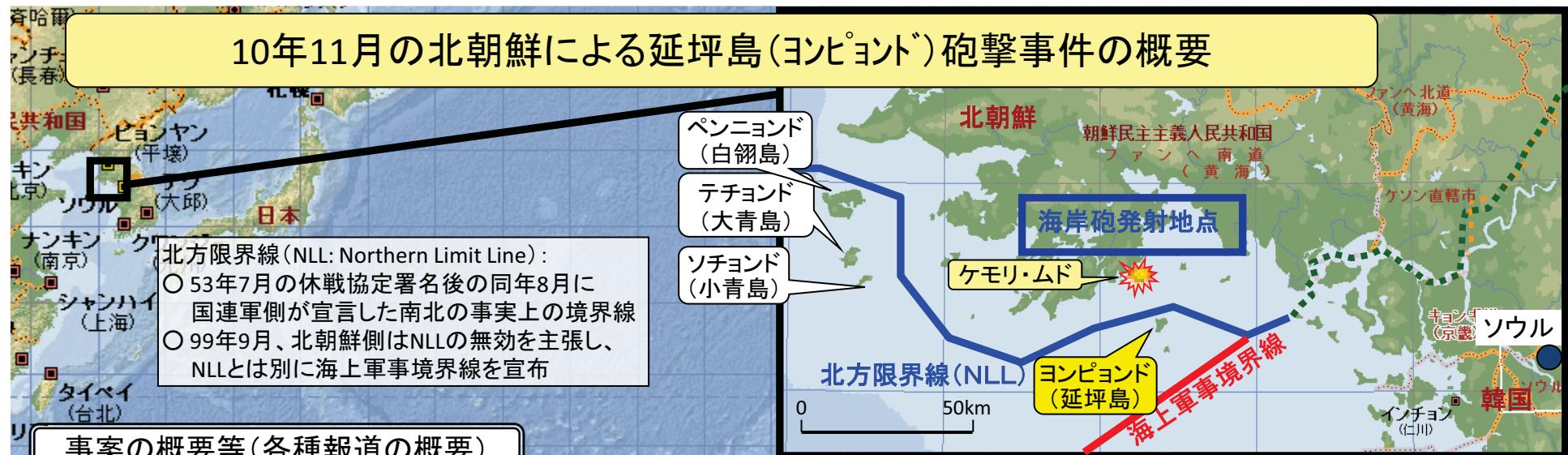


- 「天安」は、北朝鮮製の魚雷による外部の水中爆発の結果、沈没
- この魚雷は、北朝鮮の小型潜水艦艇から発射されたとする以外の説明はできない



合同調査団調査結果発表の様子(5月20日)

(資料源:合同調査報告書、各種報道等)



事案の概要等(各種報道の概要)

砲撃事件(11月23日)の概要(韓国聯合ニュースなどによる):

- 8:20: 北朝鮮、韓国の砲撃訓練の中止を求める通知文発送
- 10:00: 韓国軍、延坪島周辺で砲撃訓練開始
- 14:34-14:55: **北朝鮮、延坪島付近の海域に最初の砲撃(約150発)。**
- 14:38: KF-16 戦闘機 × 2、緊急出撃(のちにKF-16 × 2、F-15K × 4も出撃)
- 14:50: **韓国軍、対応射撃(自走砲「K-9」によりムドに約50発)を行なうとともに局地挑発最高対応態勢を発令**
- 15:10-15:42: **北朝鮮軍、砲撃再開(約20発。韓国国防部は、合計約80発が陸地に着弾したと発表)**
- 15:25-15:41: **韓国軍、2度目の対応射撃(ケモリに約30発)**
- 15:48: 韓国軍、さらなる挑発行為に断固たる対応をとると警告する通知文送付



韓国側の被害状況:

- **韓国軍兵士2名が死亡、重軽傷15名、民間人2名死亡、重軽傷3名**
(25日10時現在、報道による)
- 島の家屋約70棟が炎上、山火事が発生

【参考】韓国による砲撃訓練に関する韓国国防部高官発言(報道)

- 「韓国軍が延坪島一帯で実施した訓練は、定期的に実施する単なる射撃訓練」
- 「韓国軍の砲撃訓練は、北側ではなく南側に向けたものであるが、北朝鮮は同日午後、韓国軍の陣地に向けて海岸砲を発射した」

日本政府の対応等

	日本
11月23日	<p>14:34 北朝鮮軍砲撃 15:20 官邸危機管理センターに「北朝鮮による砲撃事件に関する情報連絡室」を設置 15:30 総理に第一報 16:45 総理報告・総理指示 ・関係者に対し、情報収集に努めるように指示 ・あわせて、不測の事態にも万全を期するよう指示 20:45 第1回 関係閣僚会合 21:48 官房長官会見 ・北朝鮮を強く非難 ・弔意を表し、韓国政府の立場を支持 ・北東アジア全体の平和と安全を損なう行為を直ちにやめるよう求める。 ・総理指示を踏まえ、韓国、米国等と緊密に連携、情報収集に努め、万全の体制を整える。</p>
11月24日	<p>11:06 北朝鮮による砲撃事件対策本部(本部長:総理大臣 本部員:全閣僚) 【総理指示事項】 ・韓国政府の立場を強く支持 ・韓国・米国と緊密な連携をとって対応 ・中国に対しても、北朝鮮の対応を抑えていく努力を求めていくことが必要 ・国民の安心できる状況を作るため、それぞれの立場で全力を挙げて対応 12:08 菅総理と李大統領との間で電話会談 15:30 第1回 北朝鮮による砲撃事件情報連絡会議(副大臣級) 16:00頃 与野党党首会談</p>
11月25日	<p>09:00～11:00 衆議院・予算委員会(集中審議) 13:30～15:30 衆議院・予算委員会(集中審議) 16:35 第2回 北朝鮮による砲撃事件情報連絡会議(副大臣級)</p>

政府の対応等

	日本
11月26日	07:45 第2回 関係閣僚会合 09:00～11:05 参議院・予算委員会(集中審議) 11:22 第3回 北朝鮮による砲撃事件情報連絡会議(副大臣級)
11月28日	米韓合同軍事演習開始 12:55 内閣総理大臣指示 ・各省庁は、引き続き、警戒を緩めないでしっかりと対応すること。
11月29日	12:30 第4回 北朝鮮による砲撃事件情報連絡会議(1月までに計17回開催) 16:20 与野党党首会談
12月 1日	米韓合同軍事演習終了
12月 3日	日米共同統合演習開始
12月 7日	日米韓3カ国外相会談 共同声明発表
12月20日	韓国国防省は午後に延坪島で射撃訓練を実施すると発表 09:30 総理大臣報告(関係閣僚) ・総理から、引き続き、情報収集に万全を期し、同時に事態の進展に応じて、国民の安心・安全の確保に万全を期すよう指示 午後 韓国・延坪島で射撃訓練
1月13日	18:15 情報連絡室閉鎖

北朝鮮砲撃事件に係る各国の対応

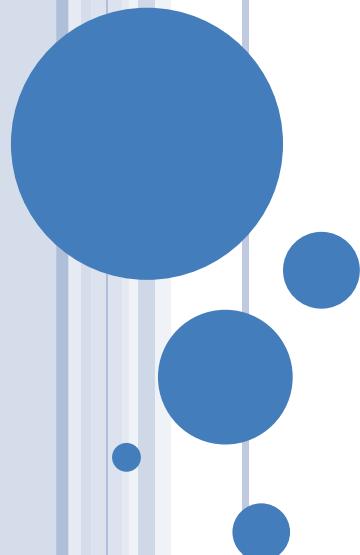
	日本	韓国	米国	中国	ロシア
23 日	<p>15:20 「北朝鮮による砲撃事件に関する情報連絡室」設置</p> <p>15:30 総理に第一報</p> <p>16:45 情勢報告、総理指示</p> <p>17:10 総理ぶら下がり取材</p> <p>19:10 駐日韓国大使の官房長官来訪</p> <p>20:30 在韓大使、韓国外交通商部長官と会談</p> <p>20:45 関係閣僚会合</p> <p>21:48 官房長官会見</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北朝鮮を強く非難 ●弔意を表し、韓国政府の立場を支持 ●北東アジア全体の平和と安全を損なう行為を直ちにやめるよう求める ●総理指示を踏まえ、韓国、米国等と緊密に連携、情報収集に努め、万全の体制を整える 	<p>14:34 北朝鮮軍砲撃</p> <p>14:40 大統領は一報を受け、青瓦台地下にある国家危機管理センターに移動。</p> <p>14:47頃 交戦規則に従い、対応射撃(80発)を実施</p> <p>18時過ぎ 緊急安保長官会議、広報首席秘書官の声明</p> <ul style="list-style-type: none"> ●韓国に対する明白な武力挑発 ●民間人への無差別砲撃は決して許せない ●韓国軍は交戦遵守規則に則り直ちに対応、追加挑発時には断固として報復 ●北朝鮮当局者は応分の責任を取るべき <p>18:30 合同参謀本部発表</p> <p>20:37 大統領が合同参謀本部を訪問</p>	<p>18:30頃 大統領報道官声明</p> <ul style="list-style-type: none"> ●韓国と緊密に連携 ●攻撃を強く非難、北朝鮮に対し、休戦協定の完全な遵守を求める ●韓国の防衛と地域の平和と安全の維持に対し、強固にコミット 		<p>21:50頃 ラブロフ外相発言が報道される</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非難に値する事態。 ●砲撃を始めた者は大きな責任負うべき。 ●関係国が事態の沈静化と再発防止に向け、迅速な措置をとるよう求める。

	日本	韓国	米国	中国	ロシア
24 日	<p>10:25 外相、韓国外交通商部長官と電話会談</p> <p>11:06 「北朝鮮による砲撃事件対策本部」設置</p> <p>12:08 総理、李韓国大統領と電話会談</p> <p>15:30 第1回「北朝鮮による砲撃事件情報連絡会議」</p> <p>16:00頃 与野党党首会談</p>	<p>午前 国防相、米国防長官と電話会談</p> <p>12:08 大統領、菅総理と電話会談</p>	<p>1:17 大統領副報道官懇談で「大統領は激怒」 未明 オバマ大統領TVインタビュー</p> <p>午前 国防長官、韓国国防相と電話会談</p> <p>11:30頃～ オバマ大統領、李大統領と電話会談</p>	<p>22:00頃 外交部報道発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関連事件を高度に注目 ●死傷者等の発生に心を痛め、遺憾 ●半島の平和と安定を損なう行為に反対 ●双方に冷静と自制を保ち、対話と接触を行い、類似事件の発生回避を強く呼びかけ ●情勢の緩和、半島の平和と安定のため、関係各方面との努力を望む 	
25 日		午後 韓国国防相辞任			

第16回 地方公共団体の危機管理に関する懇談会

2 世界のテロ情勢について

警察庁警備局国際テロリズム対策課



最近の国際テロ情勢

- 世界各地でイスラム過激派等によるテロが続発
- アル・カーディアの過激思想がイスラム過激派に多大な影響
- 「過激化」の脅威の世界各地への拡散

国際テロの脅威は依然として高い

- 【欧州】
- パキスタンを拠点とするイスラム武装勢力による英、仏及び独を狙ったテロ計画が発覚
 - スウェーデンでは、ストックホルムの繁華街において連続爆弾テロが発生
 - 英国・ロンドンにおけるテロ計画の摘発
 - ロシア・モスクワの国際空港において、自爆テロが発生

- 【南西アジア】
- アフガニスタン・パキスタン国境にはアル・カーディアの中核（指導部）が潜伏
 - アフガニスタンでは、タリバン等が活発に活動し、首都や各地で爆弾テロや外国人誘拐・殺害事件が多発
 - パキスタンでは、政府機関、軍・警察の施設等に対するテロが多発



- 【中東】
- イラクでは、異なる宗派を標的としたテロが発生
 - イエメンでは、アル・カーディアの影響を受けたテロ組織が勢力を拡大

- 【我が国に対する国際テロの脅威】
- オサマ・ビンラディン等からテロの標的として名指し
 - 過去にアル・カーディア関係者が不法入出国
 - 米国関係施設が多数存在
 - 海外において邦人や我が国権益がテロの標的となる事案等が発生

- 【アフリカ】
- ソマリアでは、イスラム武装勢力と暫定政府の戦闘が継続
 - 北アフリカでは、テロ組織が勢力を維持しながら外国人を誘拐するなどの活動を継続

- 【米国】
- 米国旅客機に対するテロ未遂事件、ニューヨークのタイムズスクエアにおける爆弾テロ未遂事件及び米国に対する航空貨物を使用した爆弾テロ未遂事件が発生
 - 過激化した米国人によるテロ計画が発覚



日本人が犠牲となったイスラム過激派による主なテロ事件

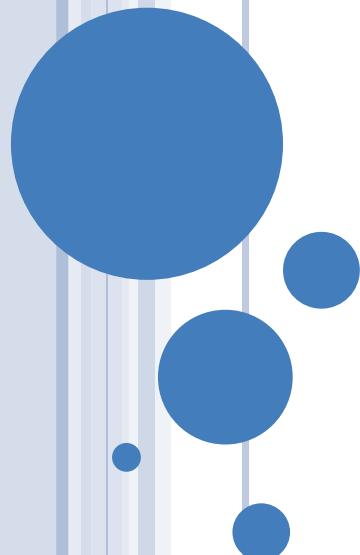
事件名	発生年月	日本人死者数
フィリピン航空機内爆発事件	1994(平成6)年12月	1
エジプトにおける観光客襲撃事件	1997(平成9)年11月	10
米国における同時多発テロ事件	2001(平成13)年9月	24
インドネシア・バリ島における爆弾テロ事件	2002(平成14)年10月	2
イラクにおける外務省職員殺害事件	2003(平成15)年11月	2
イラクにおける邦人人質殺害事件	2004(平成16)年10月	1
インドネシア・バリ島における同時多発テロ事件	2005(平成17)年10月	1
インド・ムンバイにおける連続テロ事件	2008(平成20)年11月	1

※ 表は、日本人が殺害された国際テロ事件を全て網羅するものではない。

第16回 地方公共団体の危機管理に関する懇談会

1 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の高度化 及び全国的整備の状況について

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室

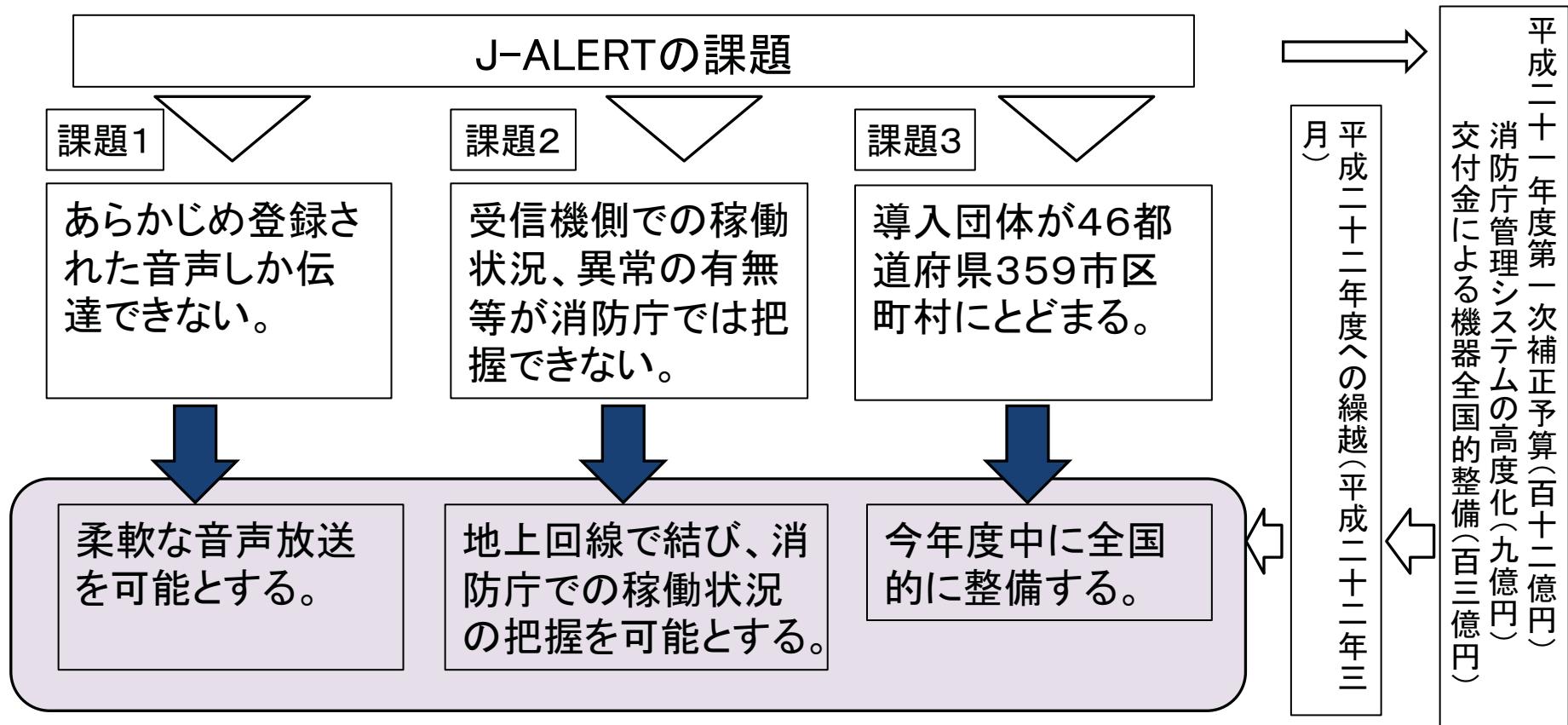


1. 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の高度化開始及び全国的整備について

<J-ALERTの概要>

国民保護法において、総務省(消防庁)が国からの警報を地方公共団体に伝達するなど国と地方公共団体の連絡調整を担うとされたこと等から整備を進めているものであり、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報などの緊急情報を、内閣官房又は気象庁から消防庁を経由して人工衛星を通じて送信し、市区町村の同報系防災行政無線等(屋外スピーカー等)を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステムである。

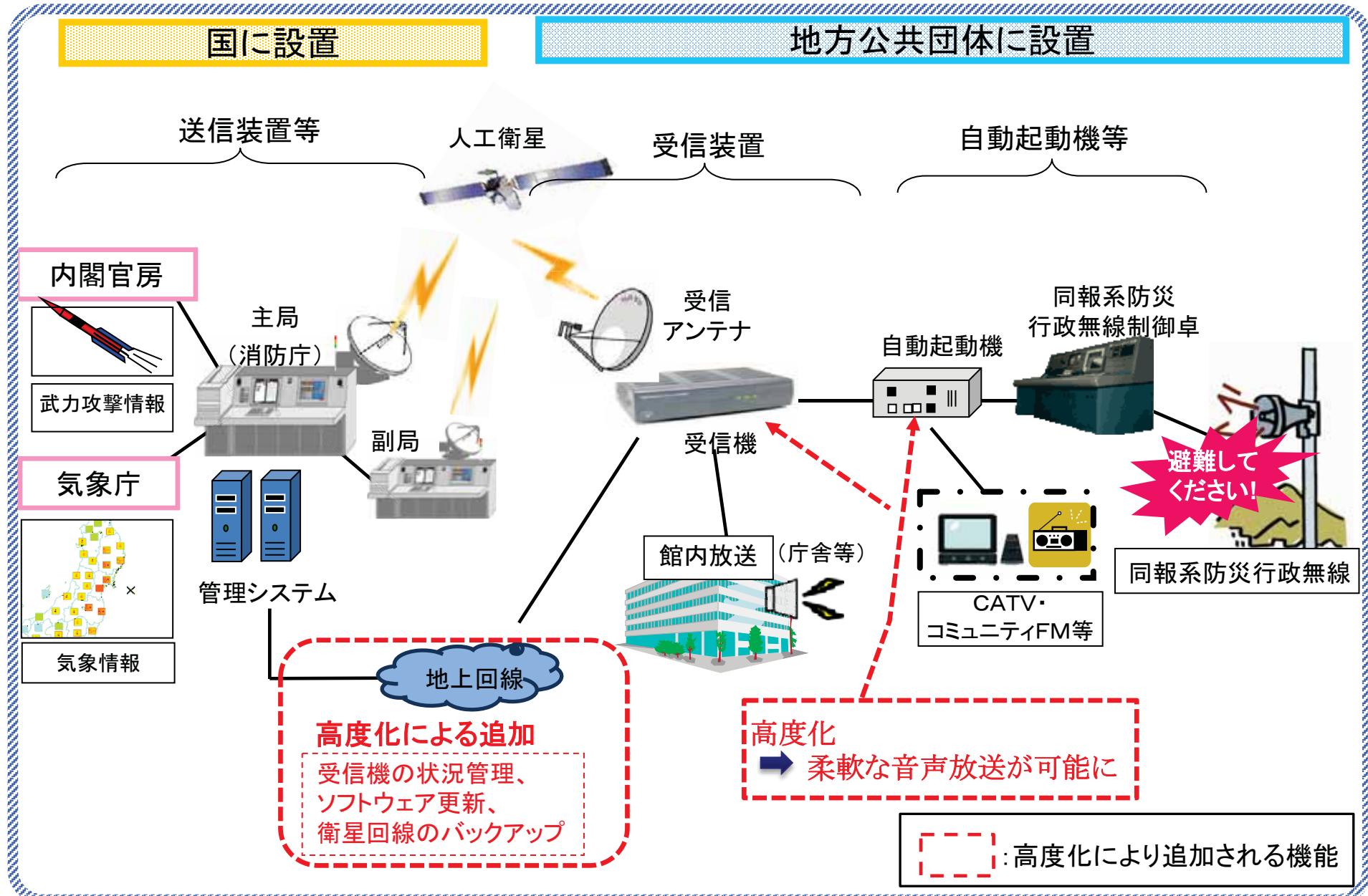
<システムの高度化開始と全国的整備>



2. J-ALERTのこれまでの経緯等について

平成15年	武力攻撃事態対処法 成立・施行
平成16年	国民保護法 成立・施行
平成18年 1月～3月	実証実験実施（15都道県・16市区町村）
平成19年 2月 9日	一部の情報の送信を開始し、実証実験に参加した団体のうち、14団体（10都道県及び4市町）において、情報の受信、同報無線の自動起動を開始
8月	情報の受信のための衛星モデム調達、その後希望自治体に配備
10月 1日	情報の送信対象に緊急地震速報を追加
12月11日	情報の送信対象に弾道ミサイル情報等の有事関連情報を追加
平成20年	地方公共団体の防災行政無線や館内放送で誤ってミサイル発射情報等が流れる事案が発生
平成21年 1月 (4月 5日)	情報受信機関を拡大 (北朝鮮ミサイル発射事案発生。J-ALERTは使用されず。)
4月	平成21年度補正予算において、全国的整備及びシステムの高度化を図る費用として112億円を計上
12月18日	都道府県に対し交付金交付決定通知 (平成22年度に予算を繰越)
平成22年 2月28日 ～3月 1日	チリ中部沿岸を震源とする地震による津波により作動（解除の際に5団体で津波注意報が放送される事案も発生）
12月 1日	46都道府県359市区町村で運用
12月20日	旧管理システム（消防庁）運用停止
12月21日	新管理システム（消防庁）運用開始
12月22日	自治体側順次導入開始

3. 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の概要図



4. J-ALERT高度化開始の詳細について

(1) 状況に応じた内容の音声放送の実現

- ① 事前音声書換方式
- ② 即時音声合成方式

(2) システムの稼働状況等の適切な管理等

- ・設備の稼働状況を、消防庁において地上回線経由で確認することを可能とする。
- ・オンラインによるソフトウェアのバージョンアップを可能とする。 等
※原則LGWAN(総合行政ネットワーク)利用

(3) 気象電文XML化への対応

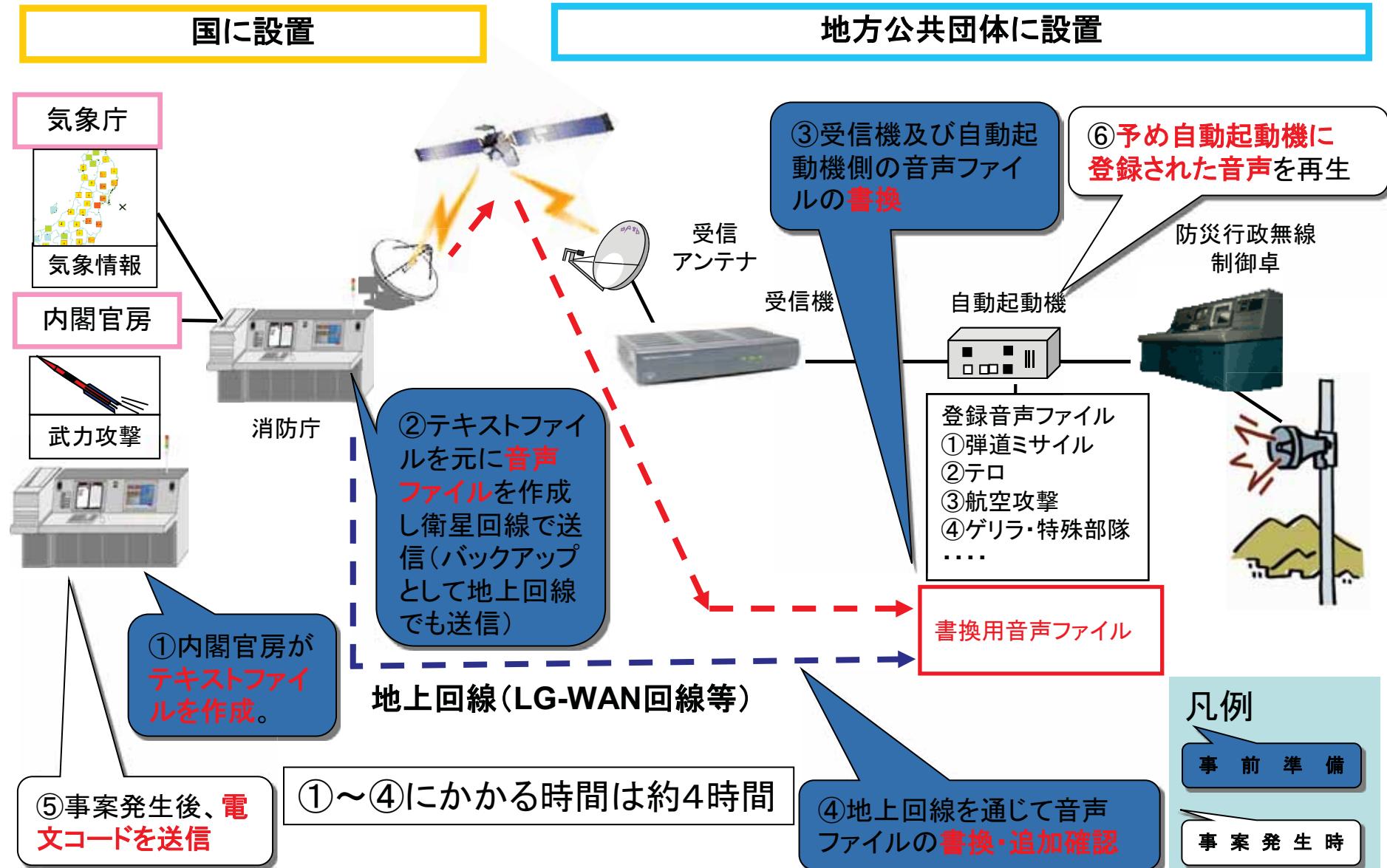
平成22年度末までにXML(汎用性の高いデータ形式)化する気象電文を利用可能とする。

(4) 情報種別の増加

「指定河川洪水予報」「記録的短時間大雨情報」「土砂災害警戒情報」「竜巻注意情報」を追加する。

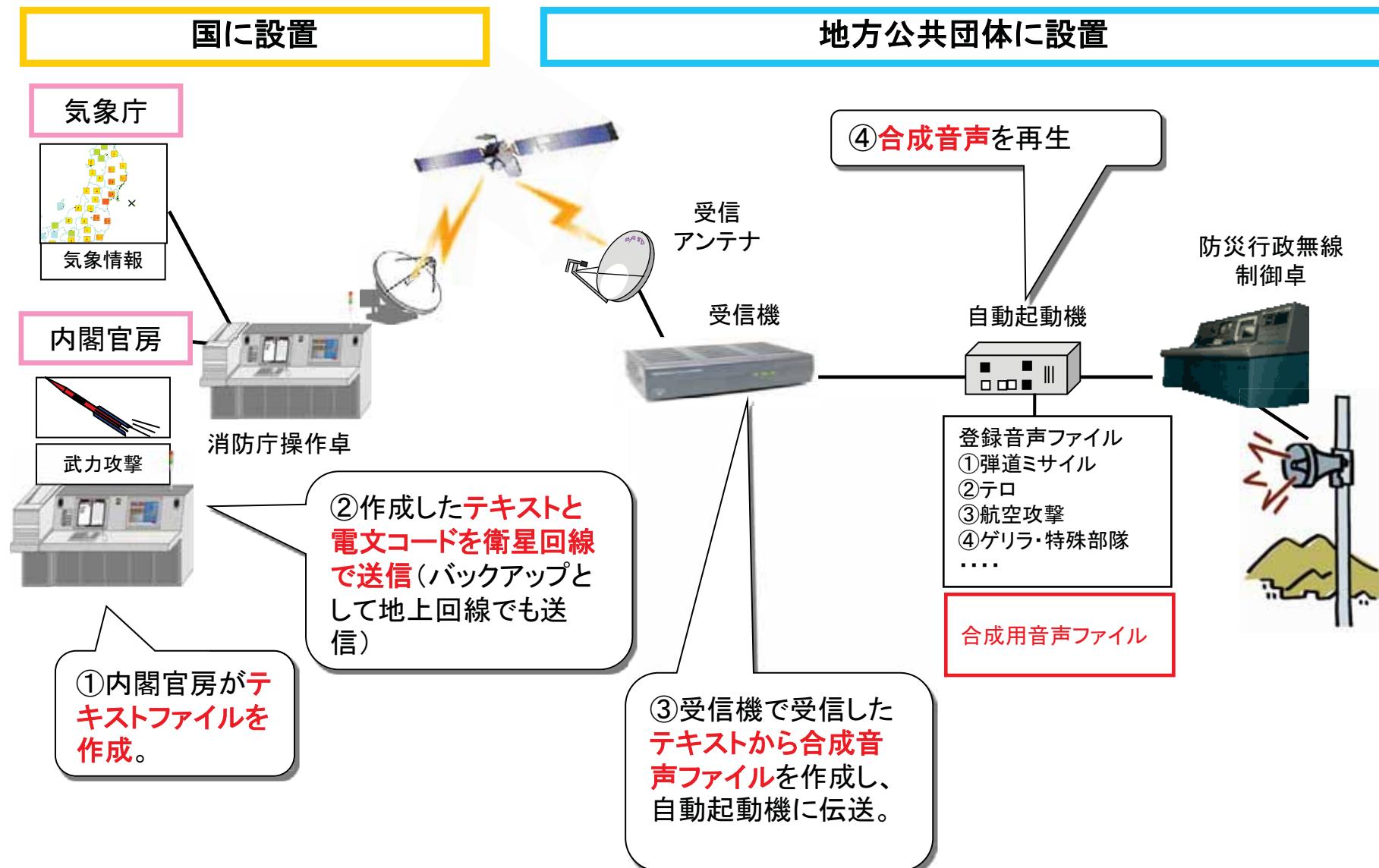
5-(1) 状況に応じた内容の音声放送の実現

① 事前音声書換方式



5-(1) 状況に応じた内容の音声放送の実現

② 即時音声合成方式



5-(2) システムの稼働状況等の適切な管理・地上配信

受信機・自動起動機の稼働状況の確認
ソフトウェアの更新
防災行政無線への音声出力の確認
地上配信(衛星回線のバックアップ)

消防庁において
可能となる

※地上回線(原則LGWAN)利用

5-(3) 気象電文XML化への対応

XML化される気象電文で、従来と同じ受信機、自動起動機の動作を実現する。
XML形式の気象電文を受信機から外部に転送し、自動起動機での利用を含め、
自治体が利用できるようにする。

5-(4) 情報種別の追加

従前伝達していた情報	高度化開始後に伝達する情報
<p>自治体が自動起動を行う情報(※1)</p> <p>1 弾道ミサイル情報 5 緊急地震速報 2 航空攻撃情報 6 津波警報 3 ゲリラ・ 特殊部隊攻撃情報 7 津波警報(ツナミ) 4 大規模テロ情報 8 噴火警報(※2)</p>	<p>自治体が自動起動を行う情報(※1)</p> <p>同左 + 9 国民保護に関しあらかじめ 登録されていない柔軟な音声 放送のための情報</p>
<p>自治体が自動起動を行うよう努める情報</p> <p>10 東海地震予知情報 11 東海地震注意情報 12 東海地震観測情報(※2) 13 震度速報 14 津波注意報 15 火口周辺警報 16 気象警報</p>	<p>自治体が自動起動を行うことができる情報</p> <p>同左 + 17 土砂災害警戒情報 18 竜巻注意情報</p>
<p>自動起動の対象ではない情報</p> <p>19 震源震度に関する情報 20 気象注意報 21 噴火予報</p>	<p>自動起動の対象ではない情報</p> <p>同左 + 22 記録的短時間大雨情報 23 指定河川洪水予報</p>

※1 正当な理由がある場合を除く。

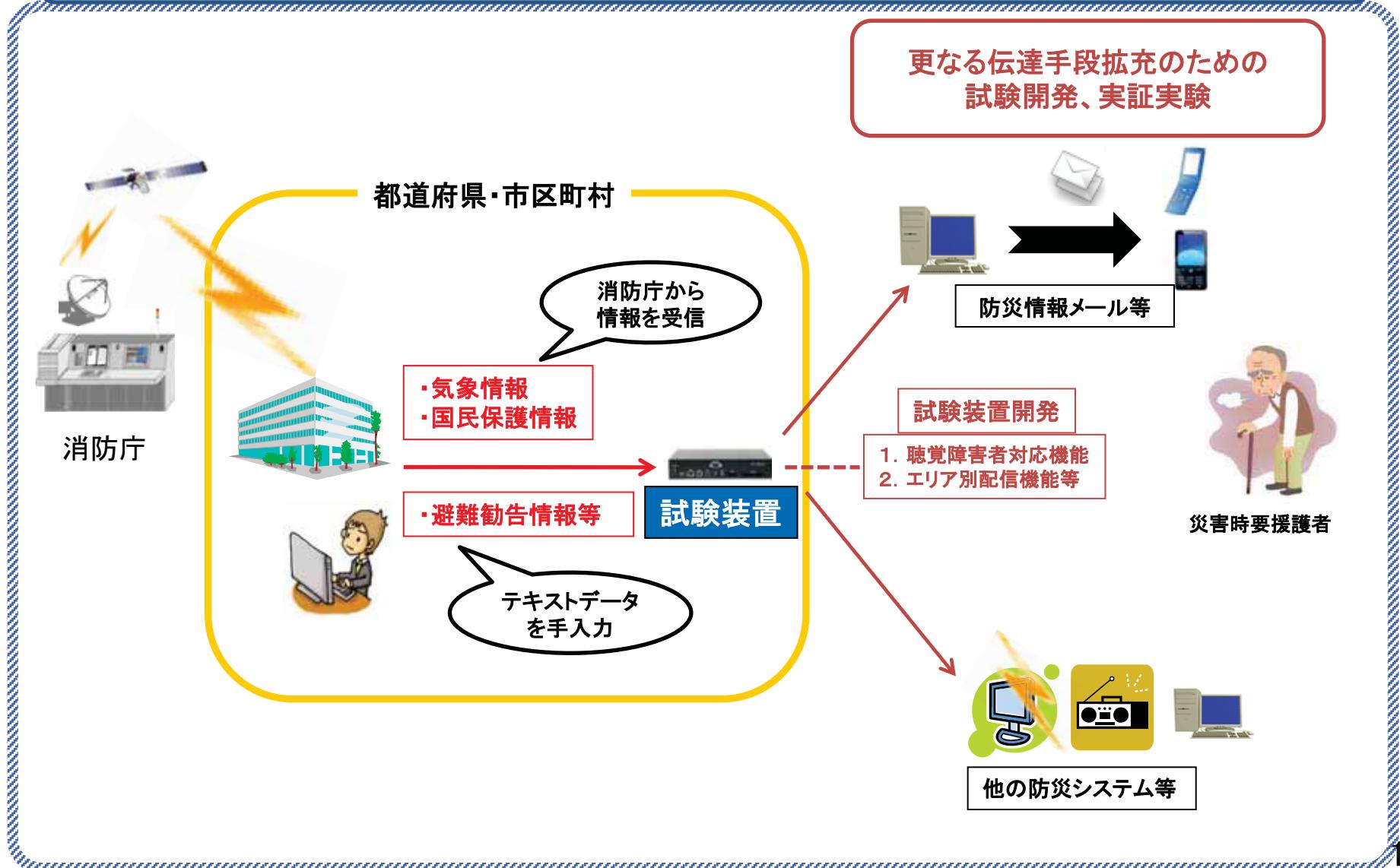
※2 取扱の変更を予定

6. 音声メッセージ例

#	分類	メッセージ
1	弾道ミサイル情報	ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。
2	航空攻撃情報	航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。
3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。
4	大規模テロ情報	大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。
5	緊急地震速報	緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。
6	津波警報(大津波)	大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。
7	津波警報(津波)	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。

7. 災害時等における要援護者への瞬時の文字情報伝達手段の開発について

現在は音声でしか緊急情報を伝達できない仕組みになっているため、聴覚障害者等の方々に対して、携帯電話のメールで緊急情報を文字情報により伝達する手法を今後開発していく予定

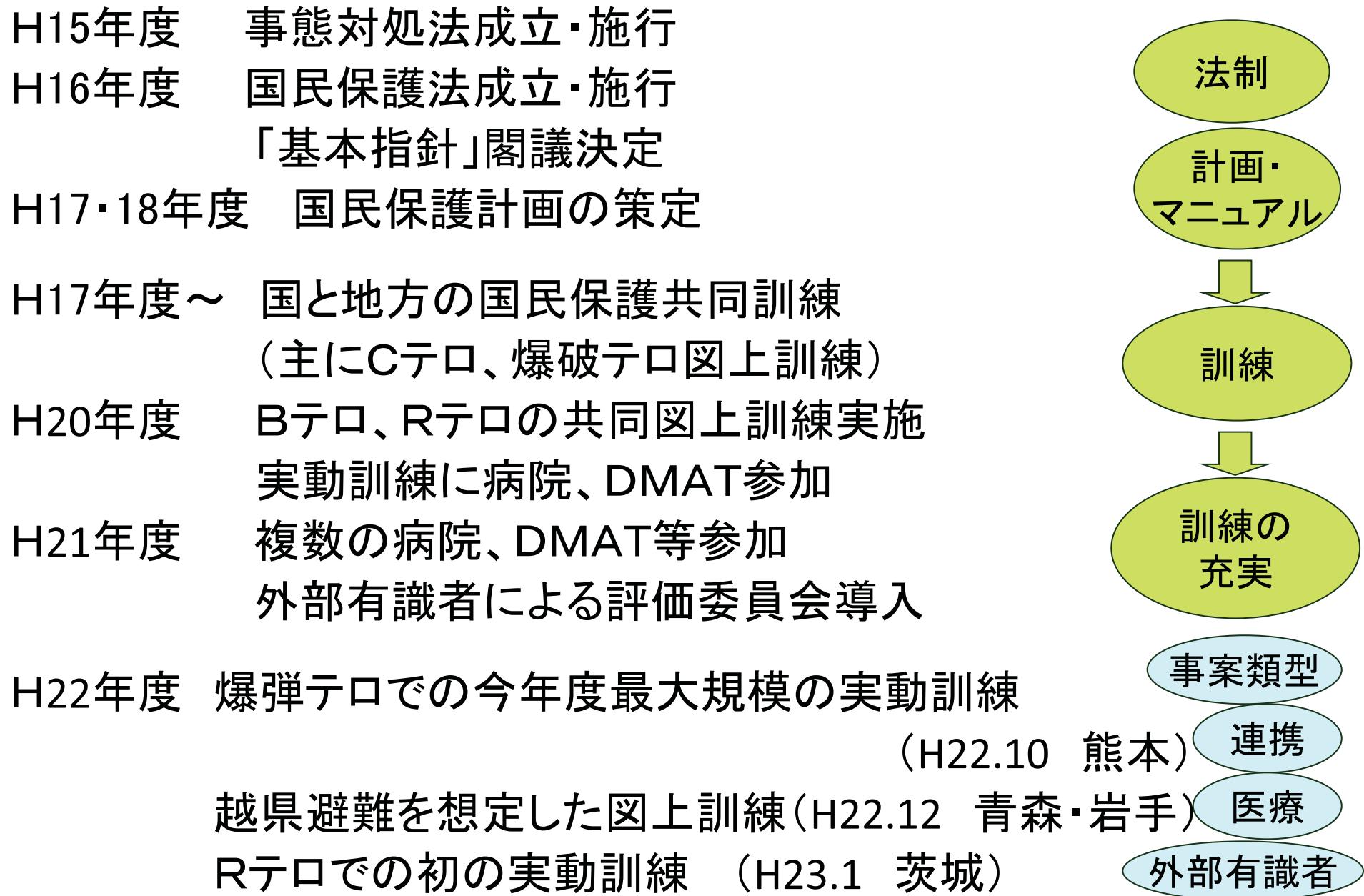


国民保護共同訓練について

平成23年3月10日(木)

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付

国民保護法施行後の経過



平成22年度の共同訓練

- 10府県で実施
実動3府県／図上7県
C:0件、／B:2件／NR:1件／爆破:5件／広域避難／1件

種 別	実施都道府県	実施日	訓 練 シナリオ 等
国 主 導 訓 練	実動 (2件)	熊本県	爆発物を用いたテロ
		茨城県	放射性物質を用いたテロ
	図上 (2件)	神奈川	爆発物を用いたテロ
		青森県・岩手県	県境を越えた大規模な住民避難
県 主 導 訓 練	実動 (1件)	京都府	爆発物等を用いたテロ
	図上 (4件)	富山県	爆発物を用いたテロ
		福井県	爆発物等を用いたテロ
		埼玉県	生物剤(炭疽菌)を用いたテロ
		徳島県	生物剤(天然痘)を用いたテロ

○ 平成22年度訓練の中では最大規模の訓練 (九州初の実動訓練)

- ・一般外傷と異なる、爆傷(爆発損傷)への医療対応を訓練
 ← 爆傷サバイバルカード、パルスオキシメーター等の活用
- ・県内外からの医療機関による支援
- ・被災者のメンタルヘルスへの配慮、被災者の遺族への対応

○ 爆傷サバイバルカードの活用

- ・ 爆傷(爆発損傷;blast injury)への対応については、他の先進諸国と比較して、必ずしも進んでいるわけではない
- ・ 今年度、我が国の救急医・外傷外科医などの有志が「日本爆傷研究会」を結成し、爆傷に対する実動機関と医療機関の対応のあり方の検討を開始

→・爆傷サバイバルカード(初動対応要員用)
・爆傷サバイバルカード(医療機関用)
・爆傷初期診療録

を作成し、公表

- ・ 今回の訓練は、これらの成果として、整理された基礎的知識(一酸化炭素中毒への対応、小児外傷患者への対応等)を踏まえた訓練内容に

初動対応要員用
サバイバルカード

ファーストレスポンサー
(初動対応要員)のための
爆傷サバイバルカード
(v. 3.0)

起きてはならないことが、
万が一起きた場合のために

爆傷では。
外傷患者が一度にかつ大量に発生する事態に
社会全体で如何に対応するかが問われる。

日本爆傷研究会編
J-BIS: Japan Blast injury Society

医療機関用
サバイバルカード

爆傷サバイバルカード
(v. 2.0)

起きてはならないことが、
万が一起きた場合のために

日本爆傷研究会編
J-BIS: Japan Blast injury Society

本カードは、米国救急医学会、米国疾病予防局、米国保健省
が共同公開しているカードをJATEC®など本邦の実情にあわ
せて改変したものである。また、DePalmaらの提説(N Engl J
Med 2005;352:1335-42.)、防衛医学(防衛医学振興会)のほ
か、各國の公的機関のガイドラインも参考にした。なお、爆傷
肺の重症度は、Pizovらの提唱(CHEST 1999; 115:165-172)
している基準を取り上げた。

病院前の対応は赤で囲み、病院での対応は青で囲んでいる。

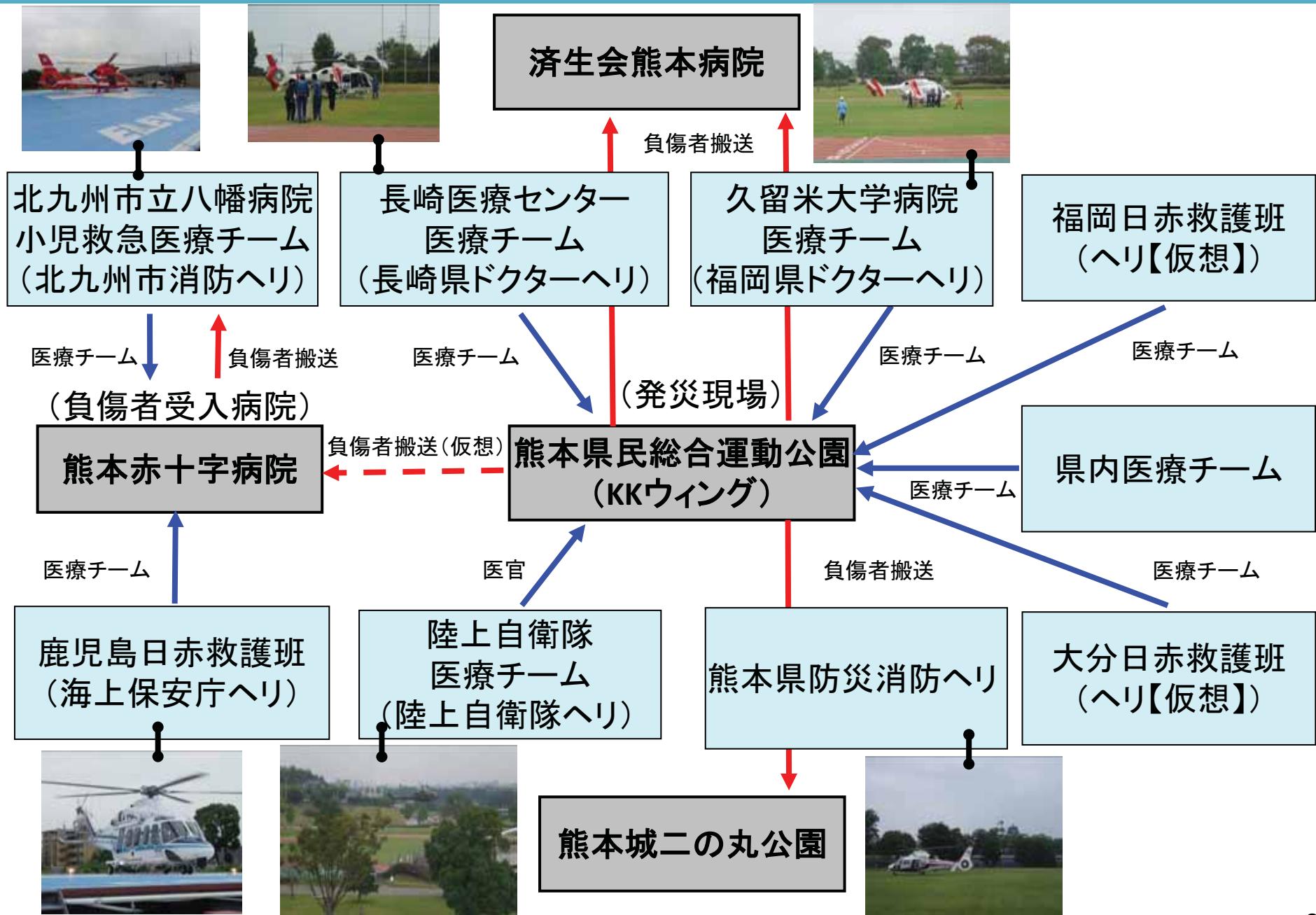
○ パルスオキシメーターの活用

○見逃されがちな一酸化炭素中毒に着目した測定機器(パルスオキシメーター)を活用



県内外からの医療機関による支援

1 - 4



○ 避難所において被災者に配布したチラシ

災害にあわれた皆様へ

- 災害は誰にとっても大きなストレスです。気持ちや体のバランスをくずすことがあります、多くの場合は自然に回復します。心配なことがあっても、ゆっくりと息をしながら、しっかりと行動しましょう。周囲の人と声を掛け合うことも大切です。
- 次のようなことは、普通に見られます。
 - ・眠れない、食欲がない、胃腸の調子が悪い
 - ・ドキドキ、そわそわ、はらはら、する
 - ・疲れやすい、気持ちが落ち込む、やる気が出ない
 - ・涙もろかったり、怒りっぽくなる
 - ・考えや言葉が出てこない、ぼんやりする　など
- 心身の不調をやわらげようとして、カフェイン(コーヒー、紅茶、緑茶など)や、お酒、タバコを増やす人がいます。
これらは不安や不眠を悪化させることがあるので、注意が必要です。
- もっと詳しく聞きたいときや、良くならないとき、仕事や家事に影響が出たときには、お気軽にお電話ください。ご家族についての相談でも結構です。

お問合せ窓口

- ・熊本県健康相談ホットライン 096-〇〇〇-〇〇〇〇
- ・熊本市健康相談ホットライン 096-〇〇〇-〇〇〇〇

熊本県・熊本市

国立精神・神経センター等の
全面的な協力により作成

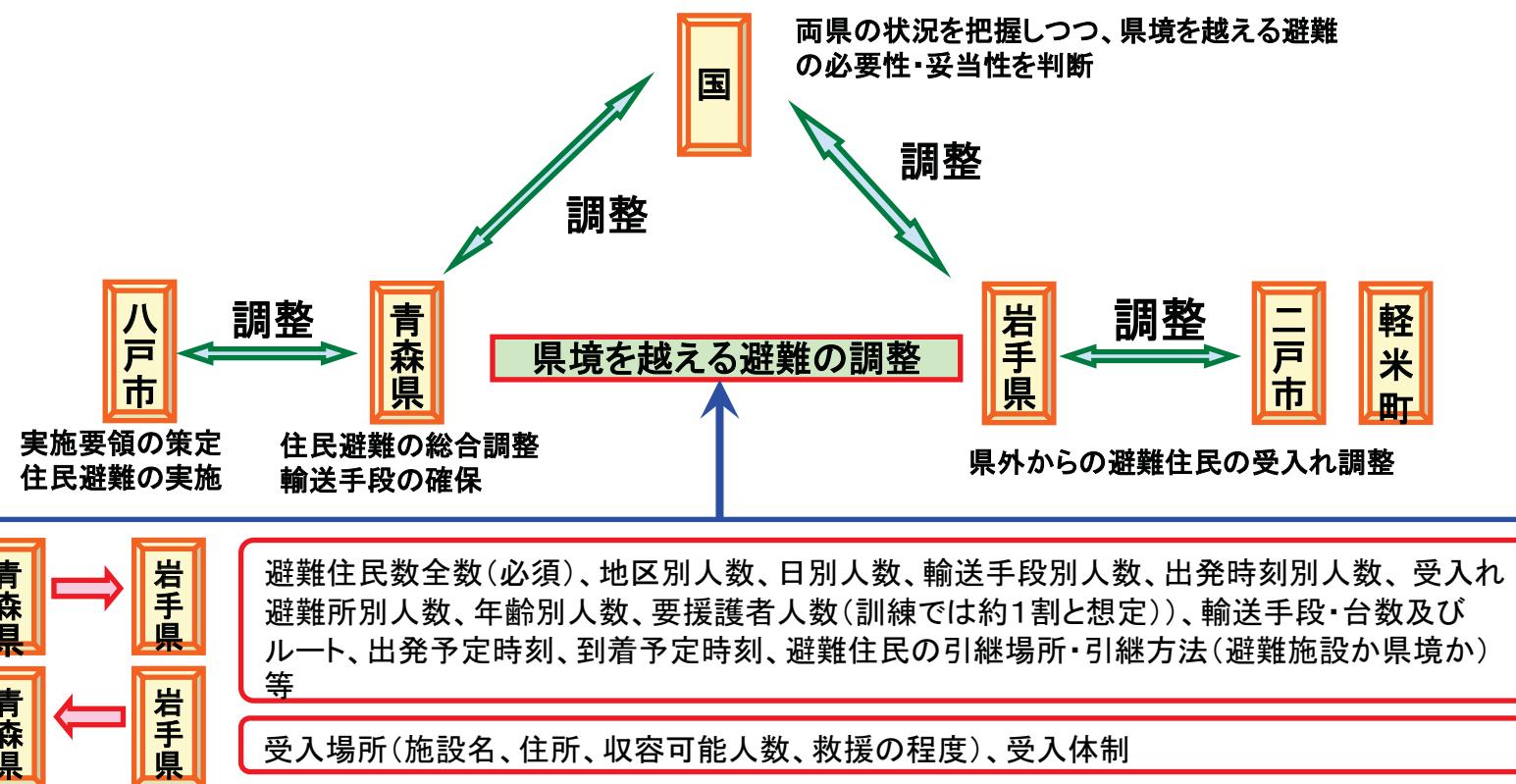
- 被災者の遺族に対して、心理的な遺族支援を実施



2. 青森県・岩手県国民保護共同図上訓練(H22.12.22) 2-①

○ 県境を越える住民避難等に関する国・地方公共団体・輸送事業者間の調整のあり方の検証

- 事態認定前に県外への避難を含めた避難の全体像の調整・確定
⇒ 事態認定後、両県間で、正式な「協議」の公文の発出



○ 避難誘導における具体的課題

～ 要避難地域内に武装工作員が潜伏している危険な状況下において～

- ・ 警察・自衛隊との連携の下、市による広報車等を使っての情報伝達。
- ・ 警察・自衛隊による、適切な役割分担の下での、住民の警護・避難誘導の実施。

○ 主要道路等の特定公共施設の利用調整のあり方検証

当日の訓練風景

2-③



青森県対策本部

■訓練日時 平成22年12月22日

【訓練会場】



青森県庁北棟



岩手県対策本部



合同対策協議会

3. 茨城県国民保護共同実動訓練(H23.1.30) 3-①

- Rテロ(ダーティボム事案:放射性物質と爆薬を組み合わせた爆弾を使ったテロ行為)を想定した、初めての実動訓練
→ 各フェーズにおける標準的な対処方法の検証
- 発災現場における対応
 - 事案発生時 → 救出活動時 → 患者搬送時
 - ◎ 放射線防護措置、汚染拡大防護措置の内容確認
 - ◎ 救出活動時の被災者治療の原則「まず、外傷治療、その後、必要に応じて被ばく医療」の確認
- 被災者受入医療機関における対応
 - ※ 特に、被ばく医療機関以外の救急医療機関の参加
被ばく医療専門機関からの医療派遣チームの支援を得て、医療救護活動を実施
- 救護所・避難所における対応
 - ※ 特に、リスクコミュニケーション、メンタルヘルスへの配慮の実施
- ※ 専門家によるワーキンググループを活用した訓練シナリオの作成

発災現場での訓練風景(現場検知)

3-②



発災現場での訓練風景

3-③

(医療チームによる現場応急治療(パルスオキシメータの使用))



搬送に際して行うことが望ましい措置 3-④

- 搬送車両・ヘリコプターの養生を実施
- 搬送患者のパッキング(シュラフ・毛布等で覆う)の実施
- 患者に触れる可能性のある搬送要員の個人防護装備(マスク、ゴーグル、個人防護衣、警報付個人線量計)の装着



避難所・救護所での訓練風景

(リスクコミュニケーションの実施状況)

3-⑤



避難所・救護所での訓練風景

3-⑥

(リスクコミュニケーションのために使用したチラシ)

訓練

ダーティボムにより被災された方へ

- 爆弾で放射性物質をまき散らすダーティボムによるテロが発生しました。これは、いわゆる核爆発ではありません。
- 爆弾により放射性物質がまき散らされた場合、その放射性物質が拡散するため、個々の破片や粉塵に含まれる放射性物質の量は極めて小さなものです。
このため、今回の爆発によって被害を受けた方であっても、(爆弾の爆発による被害は別として、)放射線が原因で健康に重大な被害をもたらすことはありません。(被災者に接する方が、被災者からの放射線によって重大な健康被害をもたらすこともありません。)
- なお、放射性物質がまき散らされていますので、体や衣服に放射性物質が付着することがあります。
放射性物質が体や衣服に付着しているかどうかは、専用の装置を用いて測定することができます。
- 測定の結果、放射性物質が体や衣服に付着している場合は、それを取り除くことが必要です。
放射性物質が体や衣服に付着しても、
 - ・衣服を一枚脱ぐこと
 - ・衣服で覆われていない顔や髪などをふき取ることにより、そのほとんどを除去することができます。
- 今回の事件により現場付近で放射性物質を含む粉塵などを浴びた可能性のある方、それ以外の方であっても不安がある方は、下記のお問い合わせ窓口までご相談ください。

お問い合わせ窓口

- ・茨城県健康相談ホットライン 029-〇〇〇-〇〇〇〇
- ・水戸市健康相談ホットライン 029-〇〇〇-〇〇〇〇

シナリオWGのメンバーである専門家の知見を得て作成

「何が起きているのか」
→ 事実を簡潔に説明

- ・核爆弾ではないこと
- ・DBによる放射線被害は通常重大な健康被害にならないこと
- ・汚染されている場合は除染が必要なこと
- ・心配なことがあれば連絡されたいこと

などを内容として盛り込んだ。

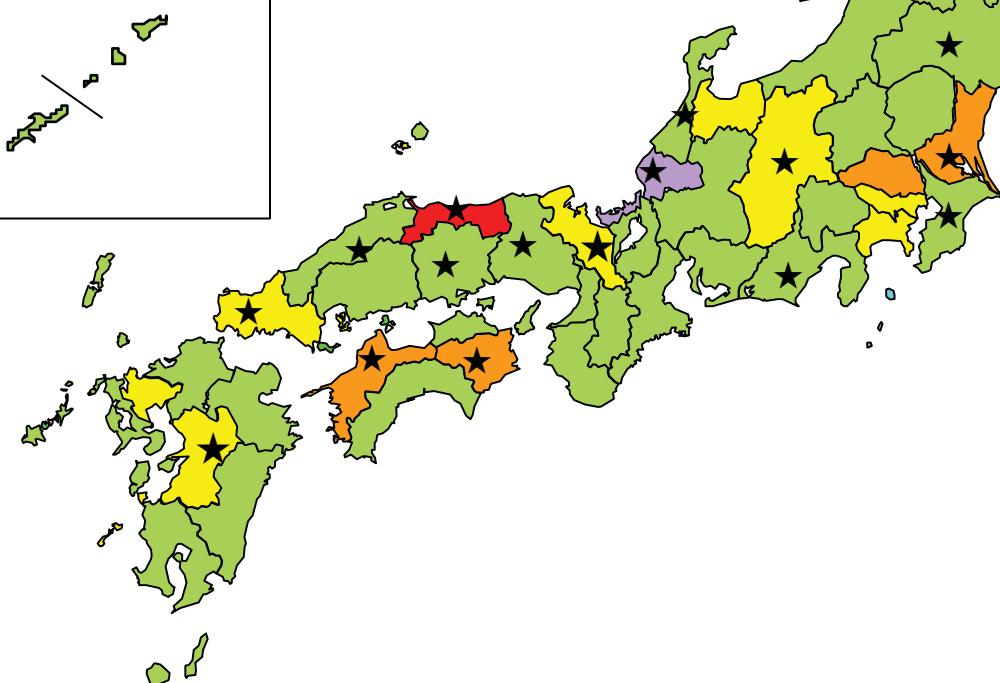
今後、万ダーティボムによる事案が発生した場合に、いつでもHPからダウンロードして住民に配布することができるよう、資料は国民保護ポータルサイトに掲載

国民保護共同訓練の推進

訓練実施回数

	団隊数	都道府県
5回	1県	福井県
4回	1県	鳥取県
3回	4県	茨城県、埼玉県、徳島県、愛媛県、
2回	11都府県	青森県、岩手県、秋田県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、京都府、山口県、佐賀県、熊本県
1回	30道府県	上記以外

★：実動訓練実施
17道府県



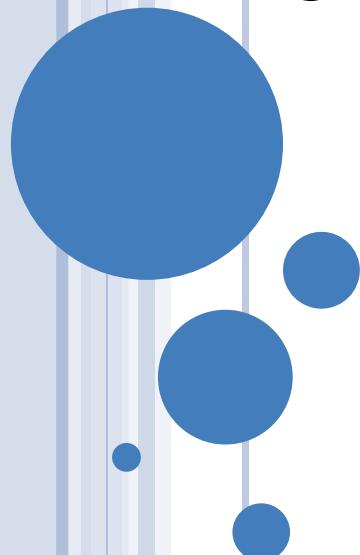
年度ごとの訓練実施状況

年度	区分	都道府県	数
H17	実動	福井県	5県
	図上	埼玉県、富山県、鳥取県、佐賀県	
H18	実動	北海道、茨城県、鳥取県	10都道府県
	図上	鳥取県、福岡県、福井県、埼玉県、大阪府、東京都、愛媛県、佐賀県	
H19	実動	茨城県、千葉県、静岡県、島根県、愛媛県	15府県
	図上	宮城県、長野県、岐阜県、愛知県、京都府、和歌山県、広島県、山口県、熊本県、鹿児島県	
H20	実動	長野県、鳥取県、岡山県、山口県	18県
	図上	福井県、神奈川県、愛媛県、宮崎県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、三重県、滋賀県、奈良県、徳島県、長崎県、大分県	
H21	実動	福島県、石川県、兵庫県、徳島県	14都県
	図上	岩手県、秋田県、群馬県、栃木県、山梨県、東京都、福井県、香川県、高知県、沖縄県	
H22	実動	茨城県、京都府、熊本県	10府県
	図上	青森県・岩手県、埼玉県、神奈川県、富山県、福井県、徳島県	

第16回 地方公共団体の危機管理に関する懇談会

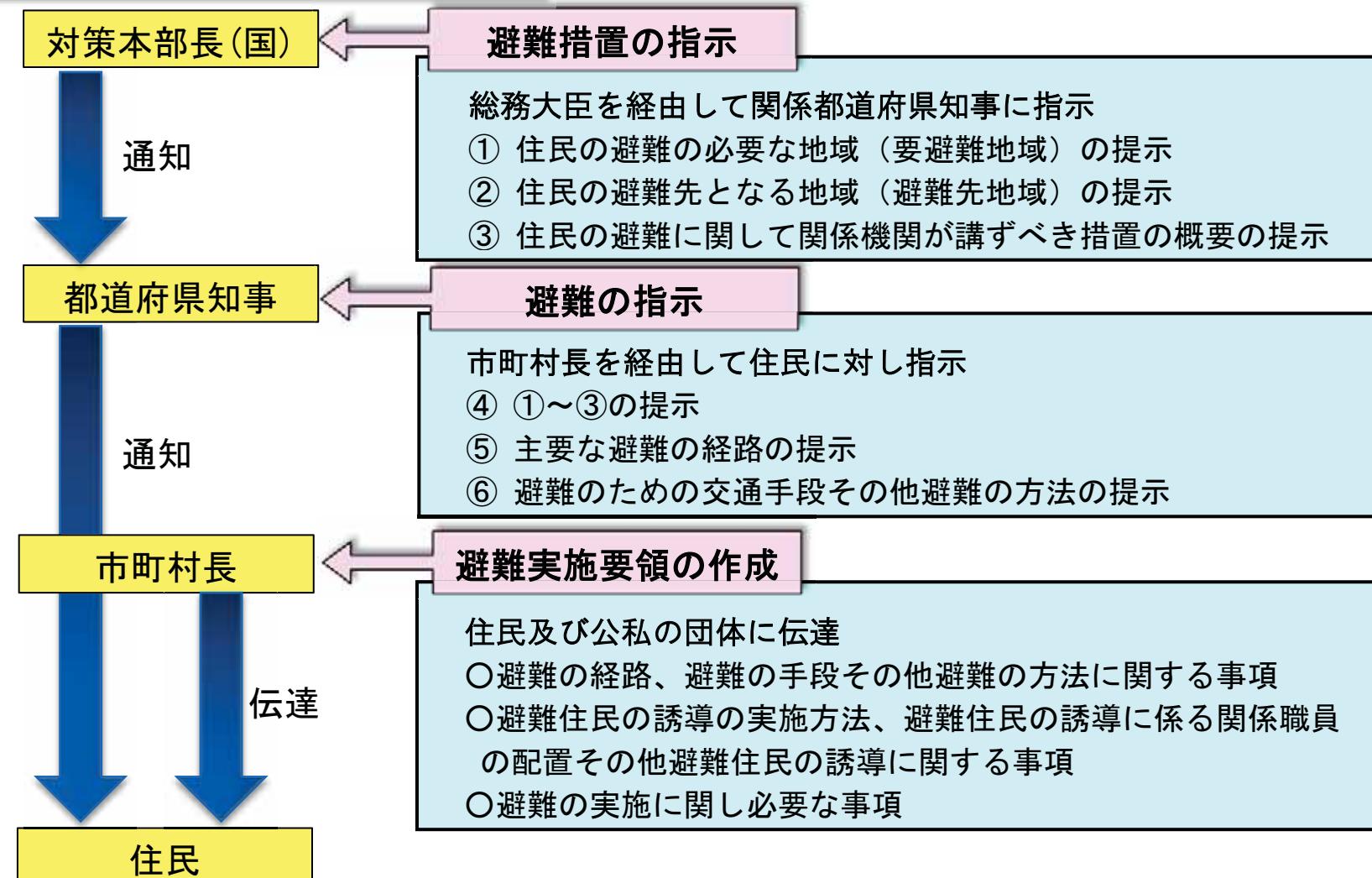
3 避難実施要領のパターン作成にかかる 消防庁の取組について

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室



市町村における「避難実施要領のパターン」の整備促進について

1. 避難に関する指示等の流れ

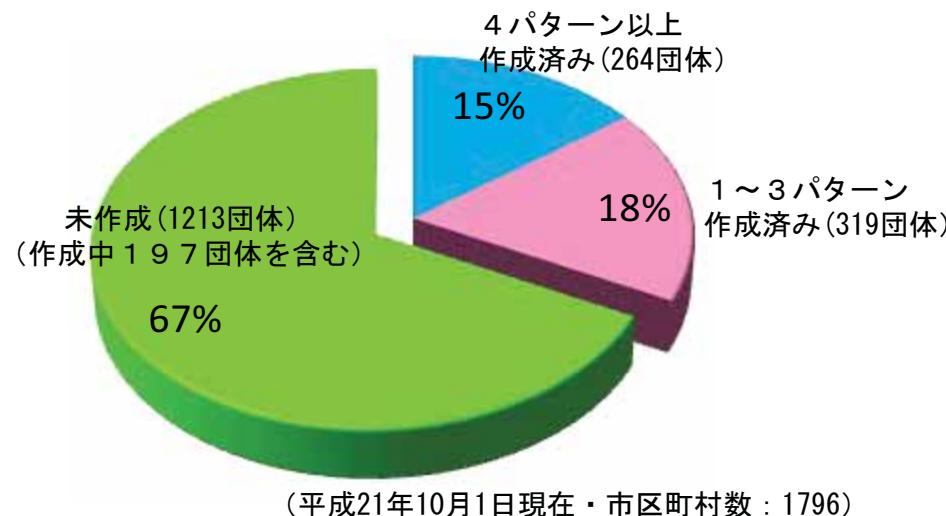


速やかな住民の避難のためには、迅速な避難実施要領の作成が必要であり、そのためには、「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくことが重要

市町村における「避難実施要領のパターン」の整備促進について

2. 避難実施要領のパターンの作成について

<避難実施要領のパターン作成状況>



<避難実施要領のパターン未作成の理由>

未作成の理由(複数回答可)	団体数
国民保護計画が未作成	15
市町村合併により、再作成が必要	39
具体的な作成内容が分からない	373
担当職員が少なく着手できない	600
作成する意義が不明確	73
その他	142

国民の保護に関する基本指針の中で、市町村は複数の避難実施要領のパターンを作成することとされており、消防庁としても、市町村国民保護モデル計画の巻末に例を示すなど、作成を働きかけているものの、約7割の自治体において未だに作成されていない状況。



今後、消防庁として市町村における避難実施要領のパターンの作成をより一層働きかけていくことが必要

「避難実施要領のパターン」作成の手引き(概要案)

1. 手引きの目的

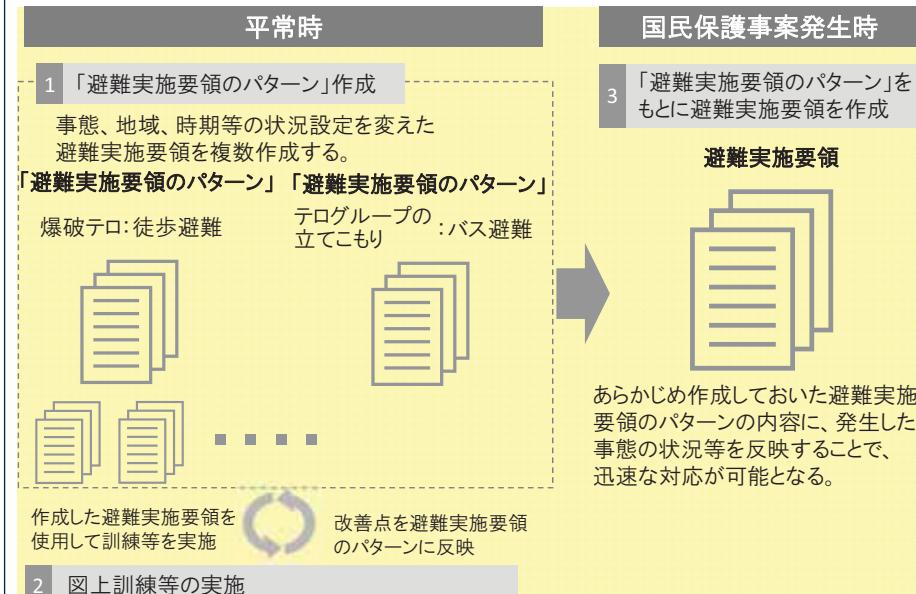
「避難実施要領のパターン」を作成のために必要な検討事項、様式、作成手順等を整理

- ・「避難実施要領のパターン」の作成に活用
(特に未作成市町村を念頭)
- ・実際の事案での避難実施要領の作成に活用
- ・自然災害等の参考となる。

2. 避難実施要領のパターンとは

避難実施要領
国民保護法に基づき住民の避難に関する措置を行うにあたり、市町村長が避難住民を誘導するために作成するもの。避難施設や避難の手段、避難経路等を記載する。

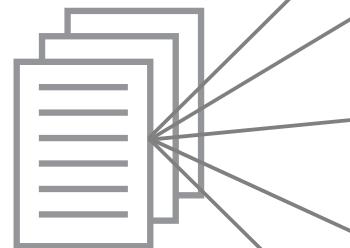
避難実施要領のパターン
迅速に避難実施要領を作成するために、国民保護事案を想定し、あらかじめ作成しておく避難実施要領のひな形



自治体内の避難施設の確認等の防災対策にも資することから、「避難実施要領のパターン」の作成は、毎年継続的に取り組むことが有効。

3. 手引きの構成

「避難実施要領のパターン」
作成の手引き



第1章 はじめに

「避難実施要領のパターン」作成の目的、活用方法を整理

第2章 「避難実施要領のパターン」作成の全体像

「避難実施要領のパターン」作成の全体像を説明

第3章 避難実施要領のパターン作成に先立つ整理

避難住民の誘導までの流れ、事態の特徴、避難形態の整理、避難実施要領の様式例等を説明

第4章 避難実施要領のパターン作成手順

具体的な事案を想定し、実際に「避難実施要領のパターン」の作成手順を説明

第5章 資料編

参考となる過去の事故・避難事例、避難実施要領策定の際の考慮事項等を紹介

4. 避難実施要領に定める要素

【国】避難措置の指示の中で示される事項

- 要避難地域
- 避難先地域(住民の避難経路となる地域を含む)
- 住民避難に関して関係機関が講ずるべき措置の概要

【都道府県】避難の指示の中で示される事項

- 主要な避難経路
- 避難のための交通手段その他避難の方法

市町村が避難実施要領で示す事項

(国民保護法第61条で規定されている事項)

- 避難の方法に関する事項
 - 避難住民の誘導に関する事項
 - 避難の実施に必要な事項
- (市町村国民保護モデル計画での列挙事項)
□ 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
□ 避難先
□ 一時集合場所及び集合方法
□ 集合にあたっての留意事項
□ 避難の手段及び経路
□ 職員の配置等
□ 高齢者、障害者等、その他特に配慮を要する者への対応
□ 要避難地域における残留者の確認
□ 避難誘導中の食糧等の支援
□ 避難住民の携行品、服装
□ 緊急連絡先

5. 「避難実施要領のパターン」作成の流れ

【ステップ1】 事態と対応の想定

【ステップ2】 国の避難措置の指示及び都道府県の避難の指示等の想定

【ステップ3】 避難実施要領の様式への記載 (主な記載項目)

- 1 避難の指示
- 2 事態の状況、避難住民の誘導の概要等
- 3 事態等の特性
- 4 避難者数
- 5 避難施設と一時集合場所
- 6 避難手段
- 7 避難経路
- 8 避難誘導方法
- 9 避難時の留意事項
- 10 その他

「避難実施要領のパターン」例

: 警報及び都道府県からの避難の指示で示されると想定した部分

避難実施要領のパターン				
A 市長 想定日時 7月3日(金)17時00分現在 市町村域内避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
別添のとおり				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	7月3日(金) 16:25頃			
発生場所	中央駅前			
実行の主体	――			
事案の概要と被害状況	爆発物を積載した車両を発見。 爆発物を発見した状況で、被害はまだ出でていない。			
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが予想されることから、1日程度避難先施設にとどまるこことを考慮することが必要。			
気象の状況	天候：曇りのち雨 気温：26°C 風向：東 風速：2m/s			
2-2 避難誘導の概要				
要避難地域	A市西一丁目			
避難先と避難誘導の方針	A市西一丁目の住民を、徒步でA市西一丁目以外の地域に避難させる。			
避難開始時期	7月3日(金) 17:00			
避難完了時間	7月3日(金) 19:00			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察：消防の警戒区域に基づき交通規制を実施 消防：現場の状況から半径約300mを含む区域を消防警戒区域と設定 鉄道事業者：中央駅の付近は運行停止 バス事業者：中央駅の付近は運行停止			
連絡調整先	県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 その他関係機関：連絡先は別添のとおり			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	発見された爆発物には、大量殺傷物質等が用いられている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。			
地域の特性	地域の結びつきが強く町会単位の行動が期待できる。 病院が所在するため、要援護者(入院患者含む)の避難には、町内や病院と連携して介助者を派遣して避難を行う。			
時期による特性	避難実施時は夕方となり、学校等からの児童の避難は基本的に検討する必要はない。 夏季であり、雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備を伝達する。			
4 避難者数(単位:人)				
地区名	西一丁目	――	合計	――
避難者数(計)	640 (住民数・買い物客数)	――	640	――
うち要援護者数	50(住民数・入院患者数を含む)	――	50	――
うち外国人等の数	30(住民数)	――	30	――
5 避難施設と一時集合場所				
5-1 避難施設				
避難先地域	西一丁目以外の地域	西一丁目以外の地域	西一丁目以外の地域	――
避難先施設名	第四中学校	第一中学校	西北総合病院	――
所在地	南三丁目5	北二丁目5	西二丁目4	――
収容可能人数(人)	1,723	1,723	150	――
連絡先(電話等)	023-234-0000	023-234-0023	023-235-0011	――
連絡担当者	市本部：中田 避難先：川中	市本部：中田 避難先：開田	市本部：中田 避難先：朽木	――
その他の留意事項等	――	――	――	――
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	――	――	――	――
所在地	――	――	――	――
連絡先(電話等)	――	――	――	――
その他の留意事項等	――	――	――	――

記載方法の説明
想定した事態の内容に応じて様式を選定するとともに、作成想定日時を記載する。
①最初に県からの「避難の指示」について記載する。
②想定としておいた事態の状況等を記載する。 なお、実際の事案においては、これらは警報及び都道府県からの避難の指示の中でも示されることが想定される。
③避難誘導の大きな方針を記載する。
④想定した関係機関の措置等について記載する。また、職員の派遣先等についても記載する。
⑤想定した事態に基づき、事態等の特徴を記載する。 ※事態の内容は同一であっても、発生時期を変える(「時期による特性」)こともパターン検討の1つとなる。例えば避難実施時に、雨や雪が降っていたりすると住民への伝達事項や避難経路が異なることが想定される。
【参考となる基礎的資料】 住民基本台帳、住宅地図、生活関連等施設のリスト等
⑥要避難地域の避難者数を要援護者等の区分をしながら把握し記載する。
【参考となる基礎的資料】 住民基本台帳、災害時要援護者の避難支援プラン等
⑦避難の指示の中で県から示されると想定した避難先施設の情報を記載する。
【参考となる基礎的資料】 避難施設のリスト等
⑧この事案では一時集合場所は不要なので記載しない。

6 避難手段		鉄道・バス・船舶・徒歩・その他(要援護者用の車)			
輸送手段	種類(車種等)	—			
輸送手段の詳細	台数	—			
	輸送可能人數	—			
	連絡先	—			
輸送力の配分の考え方		—			
その他輸送手段	要援護者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難先施設まで市の保有車両による搬送を行う。			
	入院患者	要避難地域内の病院及び避難先地域の病院と調整し、救急車による搬送を行う。			
	その他	—			
7 避難経路					
避難に使用する道路	主要な避難経路は、「A通り」、「B通り」及び「C通り」とする。詳細は別添地図のとおり。				
交通規制	実施者の確認 規制にあたる人数	A警察署 30人程度			
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認 規制にあたる人数 規制場所	A警察署 30人程度 交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難(輸送)方法					
地区	西一丁目				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—			
	輸送手段	—			
	避難先	—			
	集合時間	—			
	その他(誘導責任者等)	—			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	東西鉄道から南側の地域	東西鉄道から北側の地域		
	輸送手段	徒歩	徒歩		
	避難経路	「B通り」及び「C通り」を使用する(詳細は経路図を参照)。	「A通り」、「B通り」及び「C通り」を使用する(詳細は経路図を参照)。		
	避難先	第四中学校	第一中学校		
	避難開始時間	—	—		
	避難完了時間	—	—		
	その他(誘導責任者等)	—	—		
要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	災害時要援護者の避難支援プランに基づいて個別に設定			
	要援護者への支援事項	要援護者の区分に応じた対応を実施 北第一病院の入院患者は、西北総合病院へ避難させる。			
	輸送手段	市建設課、広報課の車両			
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用する。			
	避難先	第四中学校、第一中学校及び西北総合病院			
	避難開始時間	17:15			
	避難終了時間	—			
8-2 職員の配置					
配置場所	避難先の学校前(2箇所)、主要な交差点(13箇所)				
人数	15箇所×2名=30名 ※配置図に職員名と連絡先を記載する。				
8-3 残留者への対応					
確認者	市職員・消防職員(約10名:誘導に当たらない職員から割り当て)				
時期	17:30開始				
場所	西一丁目				
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				
終了予定期刻	19:00まで				
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期	—(徒歩避難時は提供せずに、避難所にて提供する)				
食事場所	—				
提供する食事の種類	—				
実施担当部署	—				

⑨ 想定した避難の指示の中で記載されている歩行による避難を基本的な避難手段として記載する。なお、歩行避難が困難な要援護者については、市の保有車両及び救急車による搬送を実施する。

【参考となる基礎的資料】
鉄道やバス等の輸送力のリスト、災害時要援護者の支援プラン等

⑩ 想定した県からの避難の指示の中で示されている避難経路を使用することとし、記載する。また、分かりやすいように地図を添付する。

【参考となる基礎的資料】
鉄道網やバス網等の図面、都市計画図、道路名のリスト、住宅地図等

⑪ 地区別の避難方法、職員の配置方法、残留者の確認方法、避難誘導時の食糧の支援・提供方法、緊急連絡先等を記載する(配置図などは図で示すとわかりやすい。)。

【参考となる基礎的資料】
災害時要援護者の支援プラン、鉄道網やバス網等の図面、都市計画図、道路名のリスト、住宅地図等

<p>9 避難時の留意事項(主に住民)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">自宅から避難する場合の留意事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基本事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>避難時の携行品は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証、運転免許証等身分を証明するもの、着替え、日用品等の非常持ち出し品とする。</p> <p>ガス・水道の栓は締め、コンセントを抜く。</p> <p>冷蔵庫のコンセントは入れたまま。家の戸締まりをする。</p> <p>隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">事態の特性</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>特になし(発見された爆発物は、大量殺傷物質等を用いられている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">時期の特性</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>雨も予想されることから、着替えや雨合羽の着用が必要である。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">一時集合場所での留意点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>—</p> <p>—</p> </td> </tr> </table> <p>10 誘導に際しての留意事項(職員)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(心得・安全確保・服装等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めるこ。</p> </td> </tr> </table> <p>11 情報伝達</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">避難実施要領の住民への伝達方法</td><td>防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達 広報車、消防車両の活用 伝達先としてあらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長、町内会長等にFAX等により送付。</td></tr> <tr> <td>避難実施要領の伝達先</td><td>伝達一覧表による。</td></tr> <tr> <td>職員間の連絡手段</td><td>別添電話番号表一覧による</td></tr> </table> <p>12 緊急時の連絡先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">A市緊急対処事態対策本部</td><td>電話 : 023-111-1234 FAX : 023-111-5678</td></tr> </table>	自宅から避難する場合の留意事項		基本事項		<p>避難時の携行品は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証、運転免許証等身分を証明するもの、着替え、日用品等の非常持ち出し品とする。</p> <p>ガス・水道の栓は締め、コンセントを抜く。</p> <p>冷蔵庫のコンセントは入れたまま。家の戸締まりをする。</p> <p>隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</p>		事態の特性		<p>特になし(発見された爆発物は、大量殺傷物質等を用いられている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。)</p>		時期の特性		<p>雨も予想されることから、着替えや雨合羽の着用が必要である。</p>		一時集合場所での留意点		<p>—</p> <p>—</p>		(心得・安全確保・服装等)		<p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めるこ。</p>		避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達 広報車、消防車両の活用 伝達先としてあらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長、町内会長等にFAX等により送付。	避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。	職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による	A市緊急対処事態対策本部	電話 : 023-111-1234 FAX : 023-111-5678	<p>⑫ 事態、地域、時期の特性を踏まえて、住民への伝達事項を記載する。</p> <p>【参考となる基礎的資料】 災害時要援護者の支援プラン等</p>
自宅から避難する場合の留意事項																															
基本事項																															
<p>避難時の携行品は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証、運転免許証等身分を証明するもの、着替え、日用品等の非常持ち出し品とする。</p> <p>ガス・水道の栓は締め、コンセントを抜く。</p> <p>冷蔵庫のコンセントは入れたまま。家の戸締まりをする。</p> <p>隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</p>																															
事態の特性																															
<p>特になし(発見された爆発物は、大量殺傷物質等を用いられている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。)</p>																															
時期の特性																															
<p>雨も予想されることから、着替えや雨合羽の着用が必要である。</p>																															
一時集合場所での留意点																															
<p>—</p> <p>—</p>																															
(心得・安全確保・服装等)																															
<p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めるこ。</p>																															
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達 広報車、消防車両の活用 伝達先としてあらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長、町内会長等にFAX等により送付。																														
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。																														
職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による																														
A市緊急対処事態対策本部	電話 : 023-111-1234 FAX : 023-111-5678																														
<p>13 誘導にあたる職員が留意すべき点等について記載する。</p>	<p>⑬ 住民への避難実施要領の伝達方法を明らかにしするとともに、伝達先、職員間の連絡先を整理する。</p> <p>【参考となる基礎的資料】 連絡先一覧 等</p>																														
<p>14 対策本部の連絡先を明記する。</p>																															

第16回 地方公共団体の危機管理に関する懇談会

4 ニュージーランド 南島地震災害に対する 国際消防救助隊の派遣について

消防庁国民保護・防災部

「ニュージーランド南島地震災害」に対する 国際消防救助隊の派遣概要

1 地震の概要

- ① 発生日時 平成23年2月22日（火） 8時51分頃
(現地時間2月22日12時51分頃 ※時差:当地+4時間)
- ② 震央地名 ニュージーランド南島クライストチャーチ市近郊
- ③ 震源の深さ 約5km
- ④ 規模 マグニチュード6.3（推定値）
- ⑤ 津波 この地震による日本への津波はなし

2 派遣期間及び派遣先

- ① 派遣期間 平成23年 2月23日（水）～未定、
② 派遣 ニュージーランド・クライストチャーチ

3 派遣隊の構成

- 第一陣 66名（2月23日～3月3日）
(消防庁・警察庁・海上保安庁・外務省・JICA等からなる混成チーム)
うち 国際消防救助隊（IRT-JF） 計17名
(内訳) 消防庁（国際緊急援助隊救助チーム副団長） 1名
東京消防庁 6名
京都市消防局 3名
千葉市消防局 3名
相模原市消防局 2名
高松市消防局 2名
- 第二陣 32名（2月28日～3月8日）
(消防庁・警察庁・海上保安庁・外務省・JICA等からなる混成チーム)
うち 国際消防救助隊（IRT-JF） 計8名
(内訳) 消防庁（国際緊急援助隊救助チーム副団長） 1名
東京消防庁 5名
新潟市消防局 2名
- 第三陣 32名（3月6日～未定）
(消防庁・警察庁・海上保安庁・外務省・JICA等からなる混成チーム)
うち 国際消防救助隊（IRT-JF） 計8名
(内訳) 消防庁（国際緊急援助隊救助チーム副団長） 1名
東京消防庁 5名
福岡市消防局 2名

4 国際消防救助隊の活動場所

C T V (カンタベリー・テレビ) ビル

(被災した邦人が通っていた「キングスエデュケーション」(語学学校)が入居。日本人学生 28 人を含め数十人が閉じ込められたもの)

5 国際消防救助隊の活動概要

- 発災後直ちに、緊急調査チームの派遣を決定。相手国の要請のない段階では、初めての派遣。
- 国際消防救助隊（17名）を2月23日に派遣し、24日に現地到着。邦人被災者が取り残されているC T Vビルで、豪州、NZ及び中国の救助隊と連携し、発災後48時間後から24時間体制（交代制）で昼夜を問わない捜索・救助活動を実施。
- 3月1日に現地に到着した第二陣は、同日引継を受け、翌2日からC T Vビルにおける活動を開始。また、3月2日に到着した交代チームは、翌3日から活動を開始。
- 3月6日に現地に到着した第三陣は、翌7日引継を受け、8日からNZが支援を要請する場所での活動を開始。

ニュージーランド南島地震災害国際消防救助隊活動概要



1. 派遣期間・場所

平成23年2月23日～未定
ニュージーランド・クリストチャーチ市

2. 活動概要

CTVビルを中心に捜索活動を実施

活動概要

